

2021年3月26日
株式会社三菱UFJ銀行

社会医療法人誠光会で「ソーシャルローン」を成約

株式会社三菱UFJ銀行（取締役頭取執行役員 ^{みけ} ^{かねつぐ} 三毛 兼承、以下「当行」）は社会医療法人誠光会（理事長 ^{きたの} ^{ひろや} 北野 博也、以下「当会」）との間で、「ソーシャルローン」によるシンジケートローン契約（以下、本契約）を、2021年3月26日に締結いたしました。

当会は、草津総合病院、淡海ふれあい病院、草津介護医療院、南草津健診センター、介護老人保健施設草津ケアセンター、草津看護専門学校を運営しており、またグループ法人には、特別養護老人ホーム「えんゆうの郷」等を運営する社会福祉法人誠光福祉会がごございます。1980年に医療法人・誠光会を設立して以来、理念として「誠心誠意を尽くし、一隅を照らす光のごとく人々に幸せをもたらす活動を行う」を掲げ、人口が急増している滋賀県草津市内の医療施設の不足を補うとともに地域医療の安定化を図るため、病床を増やし医療資源の確保を行ってきました。また、2008年には社会医療法人の認定を受け、その要件である5事業5疾病^{*}の医療連携体制についても重点的に整備し、より地域に根ざした医療提供を行っております。

「ソーシャルローン」は社会的課題を解決する事を目的とした資金調達手段の一つです。本契約では、借入人と貸付人との間で合意した当会の中期経営計画を後押しする目的でのプライシンググリッドを導入しております。本ストラクチャリングにより「滋賀県下・湖南医療圏におけるリーディングホスピタルとして、地域・社会への貢献を持続する事」を目標に掲げる当会の取り組みをサポートします。調達資金は当会が運営する草津総合病院、淡海ふれあい病院及び草津介護医療院の病院建設資金に係るリファイナンスへ全額充当され、本契約の資金使途は、社会医療法人の医療体制の基盤を築く病院建設であり社会改善効果が高いことから、国際資本市場協会（International Capital Market Association/ICMA）が定義するソーシャルボンド原則（2020年版）のプロジェクト分類のうち「必要不可欠なサービスへのアクセス（医療・介護）」に該当し、社会的便益をもたらす対象となる人々は、「草津総合病院、淡海ふれあい病院および草津介護医療院が医療・介護サービスを提供する地域の人々」となります。

なお、本契約については、株式会社日本格付研究所（JCR）より、ソーシャルボンド原則（2020年版）に適合したソーシャルファイナンスとして、「ソーシャル性評価（資金使途）“s1”」、「管理・運営・透明性評価“m1”」とし、「JCR ソーシャルローン評価」で最上位の“Social 1”を取得しております。

当行は金融機関の使命として、長期的な視点でお客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げており、本業である金融機能を通じた環境及び社会の課題解決に積極的に取り組むことで、持続的な事業の成長と企業価値の向上の実現を目指しています。引き続き、お客さまのESGの取り組みを支援し持続的な成長を後押しすることで、環境・社会課題の解決に貢献してまいります。

※ 「救急医療」、「災害医療」、「へき地医療の支援」、「周産期医療」および「小児医療」の5事業、ならびに「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」および「精神疾患」の5疾病。

以 上